

(監督処分)

第十四条 知事は、次のいずれかに該当する者に対して、その許可を取り消し、効力を停止し、若しくは条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止を命じ、若しくは相当の猶予期限を付けて、砂防指定地に存する工作物その他の物件の改築、移転若しくは除却、当該工作物その他の物件若しくは施設により生ずべき損害を防止するため必要な施設をすること若しくは砂防設備若しくは砂防指定地を原状に回復することを命ずることができる。

- 一 第三条第一項、第四条第一項又は第六条第一項の規定に違反した者
- 二 第三条第二項（第四条第二項又は第六条第二項において準用する場合を含む。）の許可に付した条件に違反した者
- 三 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 知事は、次のいずれかに該当する場合は、許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は相当の猶予期限を付けて同項に規定する措置を命ずることができる。

- 一 砂防工事のためやむを得ない必要が生じたとき。
- 二 砂防設備又は砂防指定地の管理に著しい支障が生じたとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(占用料等の徴収)

第十五条 県は、第四条第一項の許可を受けた者から、占用料又は土石採取料を徴収する。

(占用料等の額)

第十六条 占用料の額は、別表に定めるところにより計算した額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。ただし、第四条第一項の許可をした占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、各年度ごとに同表に定めるところにより計算した額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）の合計額とする。

2 土石採取料の額は、別表に定めるところにより計算した額に一・〇五を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。

(占用料等の減免)

第十七条 知事は、公益上必要があると認めるときその他特別の事由があると認めるときは、占用料又は土石採取料を減額し、又は免除することができる。

(占用料等の徴収方法)

第十八条 占用料又は土石採取料は、第四条第一項の許可をした日から一月以内に納入通知書により一括して徴収するものとする。ただし、当該許可をした占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を四月三十日までに徴収するものとする。

(占用料等の不還付)

第十九条 既に徴収した占用料又は土石採取料は、還付しない。ただし、知事が第十四条第二項の規定による処分をし、若しくは措置を命じた場合又は災害その他特別の事由により占用若しくは採取ができないと認める場合は、これらの全部又は一部を還付することができる。

(規則への委任)

第二十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第二十一条 次のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は二万円以下の罰金に処する。

一 第二条の規定に違反した者

二 第三条第一項の許可を受けなくて同項各号に掲げる行為をした者

三 第三条第二項の規定により同条第一項の許可に付した条件に違反して同項各号に掲げる行為をした者

四 第四条第一項の許可を受けなくて砂防設備の占用又は砂防設備から土石の採取をした者

五 第四条第二項において準用する第三条第二項の規定により第四条第一項の許可に付した条件に違反して砂防設備の占用又は砂防設備から土石の採取をした者

六 第六条第一項の許可を受けなくて第三条第一項又は第四条第一項の許可に係る事項を変更した者

七 第六条第二項において準用する第三条第二項の規定により第六条第一項の許可に付した条件に違反して第三条第一項又は第四条第一項の許可に係る事項を変更した者

八 第十条第一項の許可を受けなくて第三条第一項又は第四条第一項の許可に係る権利義務を譲渡した者

九 第十二条第二項の規定による指示に従わなかった者

十 第十四条第一項の規定による命令に従わなかった者

(両罰規定)

第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

(秋田県砂防設備占用料等徴収条例の廃止)

2 秋田県砂防設備占用料等徴収条例(平成十二年秋田県条例第四百号)は、廃止する。

(秋田県砂防設備占用料等徴収条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例による廃止前の秋田県砂防設備占用料等徴収条例(以下「旧条例」という。)の規定により知事がした占用料又は土石採取料の徴収に係る処分、手続その他の行為は、当該行為のあった日において、それぞれこの条例の相当規定により知事がした処分、手続その他の行為とみなす。

4 旧条例の規定により徴収した占用料又は土石採取料は、第十五条の規定により徴収した占用料又は土石採取料とみなす。

(経過措置)

5 この条例の施行の前日に砂防法第四条第一項の規定により知事がした許可その他の処分又は知事に対してされた申請その他の行為は、当該処分又は行為のあった日において、それぞれこの条例の相当規定により知事がした許可その他の処分又は知事に対してされた申請その他の行為とみなす。

別表(第十六条関係)

一 占用料

電柱、電話柱その他の柱類		単 位	金 額
占 用 物 件	占 用 面 積		
鉄塔(やぐらを含む。)	占用面積一〇平方メートル未満のもの	一基につき一年	四〇〇円
	占用面積一〇平方メートル以上二〇平方メートル未満のもの		七〇〇円
	占用面積二〇平方メートル以上のもの		一、四一〇円
水道管、排水管その他の管	外径〇・四メートル未満のもの	一基につき一年	二、三五〇円
	外径〇・四メートル未満のもの		六〇円
	外径〇・四メートル以上一メートル未満のもの		八〇円
	外径一メートル以上のもの		九〇円
橋梁、栈橋又は通路			八〇円

その他の敷地		工作物のあるもの	九〇円
		工作物のないもの	五〇円
		占有面積一平方メートルにつき一年	

備考

- 一 占有延長又は占有面積が一メートル又は一平方メートル未満であるときは、それぞれ一メートル又は一平方メートルとして計算する。
 - 二 占有延長又は占有面積に一メートル又は一平方メートル未満の端数があるときは、当該端数をそれぞれ一メートル又は一平方メートルとして計算する。
 - 三 占有期間が一年未満であるとき又はその期間に一年未満の端数があるときは、月割をもって計算する。
 - 四 占有期間が一月未満であるときは一月として、その期間に一月未満の端数があるときは当該端数を一月として計算する。
 - 五 占有料の額に一円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てる。
- 二 土石採取料

種 別	単 位	金 額
砂利	採取量一立方メートルにつき	一七〇円
切込砂利		一二〇円
砂		一一〇円
土砂		九〇円
栗石(径六センチメートル以上一五センチメートル未満のもの)		一八〇円
玉石(径一五センチメートル以上二〇センチメートル未満のもの)		三〇〇円
転石(径二〇センチメートル以上のもの)		三五〇円

備考

- 一 採取量が一立方メートル未満であるときは、一立方メートルとして計算する。

- 二 採取量に一立方メートル未満の端数があるときは、当該端数を一立方メートルとして計算する。
- 三 土石採取料の額に一円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てる。

秋田県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第三十三号

秋田県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

秋田県港湾施設管理条例(昭和三十四年秋田県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中

時間外	時間内	時間外	時間内	時間外	時間内
三九、九〇〇円	三三、二〇〇円	二七、八〇〇円	二二、二〇〇円	六、九五〇円	五、五五〇円

を

三三、二〇〇円	二二、二〇〇円	五、五五〇円

に、

時間外	時間内	時間外	時間内
能代港 七六一円	秋田港 七一五円	能代港 六〇九円	秋田港 五七二円
能代港 七二五円	秋田港 六八一円	能代港 五八〇円	秋田港 五四五円

を

能代港	秋田港	能代港	秋田港
-----	-----	-----	-----

六〇九円	五七二円	五八〇円	五四五円
------	------	------	------

に、

時間外	時間内
三、〇〇〇円	二、五〇〇円

を

二、五〇〇円

に改め、同表の備考一中(三)及び(四)を削り、(五)を(三)とす

る。

附 則

- 1 この条例は、平成十五年五月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした港湾施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

臨港地区内の分区の指定及び分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第三十四号

臨港地区内の分区の指定及び分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例

臨港地区内の分区の指定及び分区における構築物の規制に関する条例(昭和三十四年秋田県条例第二十号)の一部を次のように改正する。
別表第一第一号中「貨物運送取扱事業」を「貨物利用運送事業その他貨物の運送に関連する事業」に改める。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

秋田県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第三十五号

秋田県営住宅条例の一部を改正する条例

秋田県営住宅条例(平成十四年秋田県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第五十一条中「県営萩の台住宅集会所」の下に「、県営萩の台住宅駐車場」を加える。

別表第一第一号の表県営萩の台住宅の項中「県営萩の台住宅集会所」を「県営萩の台住宅集会所 県営萩の台住宅駐車場」に改める。

別表第二中「県営芝童森住宅駐車場」を「県営萩の台住宅駐車場 県営芝童森住宅駐車場」に改める。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第三十六号

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の定数に関する条例(昭和三十七年秋田県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号(一)中「四、一六四人」を「四、一六二人」に改め、同号(二)中「三三三人」を「三三〇人」に改め、同号(四)中「三一六人」を「三一五人」に改め、同条第二号(一)中「二、五三八人」を「二、四六九人」に改め、同号(二)中「一三五五人」を「一三六人」に改め、同号(四)中「一三五五人」を「一三八人」に改め、同条第三号中「八五人」を「八三人」に改める。

第二条第一号(一)中「二、六九二人」を「二、六一九人」に改め、同号(二)中「一一二三人」を「一一八人」に改め、同条第二号(一)中「一三七人」を「一三八人」に改める。

第三条第一号中「二〇八人」を「二〇九人」に改め、同条第二号中「三二人」を「三一人」に改める。
 第四条第一号中「七七一人」を「七七八人」に改め、同条第二号中「八五人」を「八八八人」に改める。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

秋田県立野球場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第三十七号

秋田県立野球場条例の一部を改正する条例

秋田県立野球場条例（昭和四十七年秋田県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「秋田市新屋字砂奴寄二番地の二」を「秋田市新屋字砂奴寄四番地の五」に改める。

別表第一中「グラウンド・スタンド使用料」を「グラウンド・スタンド使用料」に、

	一時間につき	一日
	五四〇円	
	八一〇円	
	一、一五〇円	
	二、五五〇円	
	三、五五〇円	
	一、六五〇円	
	二、四五〇円	
	三、四五〇円	

につき
四、三二〇円
六、四八〇円
九、二〇〇円
二二、九五〇円
三二、九五〇円
一六、五〇〇円
二四、五〇〇円
三四、五〇〇円

を

一時間につき	午前八時から午後六時まで	一日につき
五四〇円	四、三二〇円	五、九四〇円
一、六二〇円	二二、九六〇円	一七、八二〇円
二、三〇〇円	一八、四〇〇円	二五、三〇〇円
五、一〇〇円	四五、九〇〇円	六一、二〇〇円
七、一〇〇円	六三、九〇〇円	八五、二〇〇円
一、六五〇円	一六、五〇〇円	二二、四五〇円
四、九〇〇円	四九、〇〇〇円	六三、七〇〇円
六、九〇〇円	六九、〇〇〇円	八九、七〇〇円

に、「三百人分」を「百五

十人分」に、「九万二千百円」を「十八万四千二百円」に、「十一万五千円」を「二十三万円」に、「午後六時」を「午後九時」に改め、同表第二を次のように改める。

第二 附属施設・設備使用料

区 分	使用の単位	使用料の額
会 議 室	一時間につき	五三〇円
報 道 用 放 送 室	一室一時間につき	一、四〇〇円
放 送 設 備	一時間につき	三一〇円
温 水 シ ャ ワ ー	一室一時間につき	二八〇円
ス コ ア ボ ー ド	一時間につき	九四〇円

審 判 用 具 一 式	バ ッ テ イ ン グ ゲ ー ジ	夜間照明設備					
		その他の催物に使用する とき		アマチュアスポーツに 使用する とき			
		三分の二減灯使用	三分の一減灯使用	全灯使用	三分の二減灯使用	三分の一減灯使用	全灯使用
一試合につき	一台一時間につき	一時間につき					
二五〇円	三五〇円	三〇、〇〇〇円	六〇、〇〇〇円	一二〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	一五、〇〇〇円

備考 使用時間に一時間未満の端数があるときは、当該端数を一時間として計算した使用料を徴収する。

附 則

この条例は、平成十五年六月二十一日から施行する。

秋田の農林水産業と農山漁村を元気づける条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第三十八号

秋田の農林水産業と農山漁村を元気づける条例

目次

前文

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 農林水産業・農山漁村振興基本計画(第九条)

第三章 基本的施策(第十条―第十七条)

附則

本県は、一方を日本海に面し、三方を緑豊かな白神山地や奥羽山脈等に囲まれ、雄物川、米代川及び子吉川を代表とする清流が県土を潤し、これらの豊かな自然環境と先人のたゆまぬ努力により、秋田米、秋田スギ、ハタハタなどに代表される安全で良質な農林水産物を安定的に供給する農業県、林業県、水産県として大きな役割を果たすとともに、県民等しくその恵みを受けてきた。

農林水産業は、人間の生命の維持に欠くことができない食料など健康で充実した生活の基礎となる農林水産物を供給するとともに、その生産活動等を通じて豊かな自然環境を維持し、県土を保全し、地域の文化をはぐくむなど、「ふるさと秋田」の礎として、県民の生活と地域社会を支えてきた。

しかしながら、農林水産業に携わる人々の減少と急速な高齢化の進行、消費者等の農林水産物に対する需要の多様化、農林水産物の輸入の増加など、農林水産業と農山漁村を取り巻く環境は、今や大きく変化してきている。

私たちは、こうしたときに当たり、農林水産業に携わる人々の意欲と創意工夫を生かした主体的な取組を支援することにより、農林水産業を競争力を有する魅力ある産業として確立し、将来にわたって、県民のみならず広く国民に安全で良質な農林水産物を安定的に供給できる体制を整備するとともに、多様で活力に満ちた農山漁村を構築しなければならない。

ここに、農林水産業及び農山漁村の振興に関する基本的な理念を明らかにしてその方向を示し、農林水産業及び農山漁村の振興に関する取組を総合的かつ計画的に推進し、豊かな「ふるさと秋田」を実現するため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、農林水産業者が自らの経営に関する将来の展望に基づき創意工夫に富んだ意欲ある経営を展開できるようにすること等により農林水産業の持続的な発展を図るとともに、多様で活力に満ちた農山漁村を構築することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 多面的機能 水源のかん養、自然環境の保全、良好な農山漁村の景観の形成、地域文化の伝承等農林水産業及び農山漁村の有する農林水産物の供給の機能以外の多面にわたる機能をいう。

二 農林水産業関連産業 食品産業、木材産業その他の農林水産業に関連する産業をいう。

三 農林水産業者等 農林水産業者、農林水産業に関する団体、農林水産業関連産業の事業者及び農林水産業関連産業に関する団体をいう。

(基本理念)

第三条 県は、次に掲げる基本理念に基づき、農林水産業及び農山漁村の振興を図るものとする。

一 水田農業を基軸とし地域の特性に応じた多様な農業生産の振興、豊富な森林資源の利用の促進、水産資源の適切な管理及び増殖の推進等により、農林水産業の持続的な発展が図られるとともに、消費者その他の需要者の求める安全で良質な農林水産物が安定的に供給され、将来にわたって農林水産物の供給基地としての役割が適切かつ十分に発揮されること。

二 農林水産業の担い手が確保されるとともに、農林水産業者による創意工夫に富んだ意欲ある経営が展開され、社会経済情勢の変化に即応し得る効率的かつ安定的な農林水産業経営が確立されること。

三 多面的機能が、地域の特性に応じ、将来にわたって適切かつ十分に発揮されること。

四 農山漁村について、農林水産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、それぞれの農山漁村の置かれた地域の特性を生かしながら、その振興が図られること。

(県の責務等)

第四条 県は、市町村及び農林水産業者等と連携し、並びに県民の協力を得て、前条に定める基本理念にのっとり、農林水産業及び農山漁村の振興に関する施策を総合的に策定し、及びこれを実施するものとする。

2 県は、市町村が農林水産業及び農山漁村の振興に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

3 県は、農林水産業及び農山漁村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要があると認めるときは、国に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(農林水産業者等の努力等)

第五条 農林水産業者及び農林水産業に関する団体は、自らが安全で良質な農林水産物の供給及び活力ある農山漁村づくりの主体であることを深く認識し、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 農林水産業関連産業の事業者及び農林水産業関連産業に関する団体は、その事業活動及びこれに関連する活動を行うに当たっては、県内産の農林水産物の利用の促進に努めること等により、基本理念の実現に積極的に協力するものとする。

(県民の役割)

第六条 県民は、農林水産業及び農山漁村の有する農林水産物の供給に関する機能及び多面的機能に関する理解を深め、県内産の農林水産物の消費及び利用の促進に努めること等により、農林水産業及び農山漁村の振興に関し積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第七条 県は、農林水産業及び農山漁村の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第八条 知事は、毎年、農林水産業及び農山漁村の動向並びに農林水産業及び農山漁村の振興に関し県が講じた施策を明らかにする報告書を作成し、県議会に提出するとともに、公表しなければならない。

第二章 農林水産業・農山漁村振興基本計画

第九条 知事は、農林水産業及び農山漁村の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、農林水産業及び農山漁村の振興に関する基本的な計画（以下この条において「農林水産業・農山漁村振興基本計画」という。）を定めなければならない。

2 農林水産業・農山漁村振興基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 農林水産業及び農山漁村の振興に関する基本的な方針

二 農林水産業及び農山漁村の振興に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、農林水産業及び農山漁村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、農林水産業・農山漁村振興基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、農林水産業及び農山漁村の振興について学識経験を有する者、農林水産業者等並びに消費者団体の意見を聴くとともに、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、農林水産業・農山漁村振興基本計画を定めるときは、遅滞なく、これを県議会に報告するとともに、公表しなければならない。

5 県議会は、農林水産業・農山漁村振興基本計画について、必要があると認めるときは、知事に意見を述べることがができる。この場合において、知事は、当該意見の趣旨を尊重するように努めるものとする。

6 前三項の規定は、農林水産業・農山漁村振興基本計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(農林水産業の競争力の強化等)

第十条 県は、農林水産業の競争力を強化するため、次の施策を講ずるものとする。

一 農業に関し、消費者その他の需要者の需要及び地域の特性に応じた作目の生産振興及び産地の形成、水稻の直播栽培^{はん}その他の省力化に資する栽培技術の普及、冬期間の生産の拡大、効率的な流通体制の整備、市場動向を踏まえた的確な販売活動の支援その他必要な施策

二 林業に関し、付加価値の高い木材製品の開発、効率的な乾燥等加工技術の普及、特用林産物の生産拡大、市場動向を踏まえた新たな需要の開拓、効率的な流通体制の整備その他必要な施策

三 水産業に関し、水産動物の種苗の生産及び放流並びに適切な管理による水産資源の持続的な利用の確保、水産物の安定的な供給体制の整備その他

必要な施策

四 市場動向及び地域の特性等を的確に踏まえた農林水産業に関する技術の研究開発及び普及の推進その他必要な施策

2 県は、農林水産業関連産業の健全な発展を図るため、農林水産業との連携の強化、農林水産物の流通の合理化、農林水産業関連産業に関する技術の研究開発その他必要な施策を講ずるものとする。

(効率的かつ安定的な農林水産業経営の育成等)

第十一条 県は、経営意欲のある農林水産業者が創意工夫を生かした経営を展開できるようにするため、経営規模の拡大、経営の合理化その他経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、農林水産業を担うべき人材の育成及び確保を図るため、農林水産業者の農林水産業の技術及び経営管理能力の向上、新たに農林水産業に就業しようとする者に対する農林水産業の技術及び経営方法の習得の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、地域の農業における効率的な農業生産の確保に資するため、集落を基礎とした農業者の組織その他の農業生産活動を共同して行う農業者の組織、委託を受けて農作業を行う組織等の活動の促進に必要な施策を講ずるものとする。

4 県は、女性が農林水産業に関する活動に参画する機会を確保することの重要性にかんがみ、女性の農林水産業に関する活動における役割の適正な評価その他女性がその個性と能力を十分に発揮しつつ農林水産業に関する活動に参画することができる環境整備を推進するものとする。

5 県は、高齢者が地域の農林水産業において果たす役割の重要性にかんがみ、高齢者の農林水産業に関する活動に対する支援その他高齢者がその有する技術及び能力に応じて生きがいを持って農林水産業に関する活動を行うことができる環境整備を推進するものとする。

(農林水産業の基盤の整備)

第十二条 県は、農林水産業の生産性の向上を促進するため、環境との調和に配慮しつつ、農地の区画の拡大、林道及び作業道の整備、漁港の整備その他の農林水産業の基盤の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(環境と調和のとれた農林水産業の推進)

第十三条 県は、環境と調和のとれた農林水産業の推進を図るため、農業の自然循環機能の維持増進に配慮した持続性の高い農業生産方式の普及、森林の適正な整備の推進、水産動植物の生育環境の保全及び改善その他必要な施策を講ずるものとする。

(農林水産物の評価の向上等)

第十四条 県は、県内産の農林水産物の評価の向上を図るとともに、安全で良質な農林水産物を求める消費者その他の需要者の需要に応ずるため、農林水産物の生産から流通までの過程、品質等に関する情報の提供、食品の表示の適正化その他必要な施策を講ずるものとする。

(地産地消の推進)

第十五条 県は、地産地消（県内産の農林水産物を県内で消費し、及び利用することをいう。）の推進を図るため、自ら県内産の農林水産物を積極的に消費し、及び利用するとともに、県内産の農林水産物の県内における加工、流通及び販売の促進、農林水産業者と消費者その他の需要者との交流の拡大その他の必要な施策を講ずるものとする。

（農山漁村の振興）

第十六条 県は、農山漁村の振興を図るため、農山漁村が有する資源の活用等を通じた産業の振興による就業機会の増大、交通、情報通信、教育等の生活環境の整備による定住の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

（農林水産業及び農山漁村に関する理解の促進等）

第十七条 県は、県民の農林水産業及び農山漁村に関する理解と関心を深めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため、農山漁村での滞在を通じた余暇活動の推進、健全で豊かな食生活の普及、食及び農林水産業に関する教育の推進、農林水産業及び農山漁村に関する情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印 刷 所
印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄